

【現行の仕組み】

○ 発災直後の応急救助(応急仮設住宅等)を中心とした支援(復興期は公営住宅等に対応)

○ 応急救助以外の施策も、「支援機関」や「地方公共団体」の担当部局ごとにばらばらに実施。
○ 被災者支援は、原則申請に基づき実施(申請主義)

○ 地震・津波・風水害に対する住宅や家財への「備え」として、「保険」・「共済」が重要な役割。
(※)阪神・淡路大震災以降、広く浸透。

【課題】

被災者を取り巻く状況・ニーズが変化。効果的・効率的支援が必要

○ 応急仮設住宅の目的が、「日常生活の確保」に変化。
(「応急救助」という制度本来の仕組みと乖離)
○ 恒久住宅への移行のための支援策が不十分。

○ 自立につながる支援が体系的でない。
①自立につながる適切な情報提供・相談
②働く場の確保 等
○ 当面の生活に必要な情報(インフラ、物資等)が得られにくい。
○ 原則「申請主義」のため、申請漏れや遅れのおそれ。

○ 地震や風水害に対する保険等について、補償内容がわかりにくく、これら災害は保険等でカバー可能であることの理解が広がっていないとの指摘。

【今後の基本的な方向性】

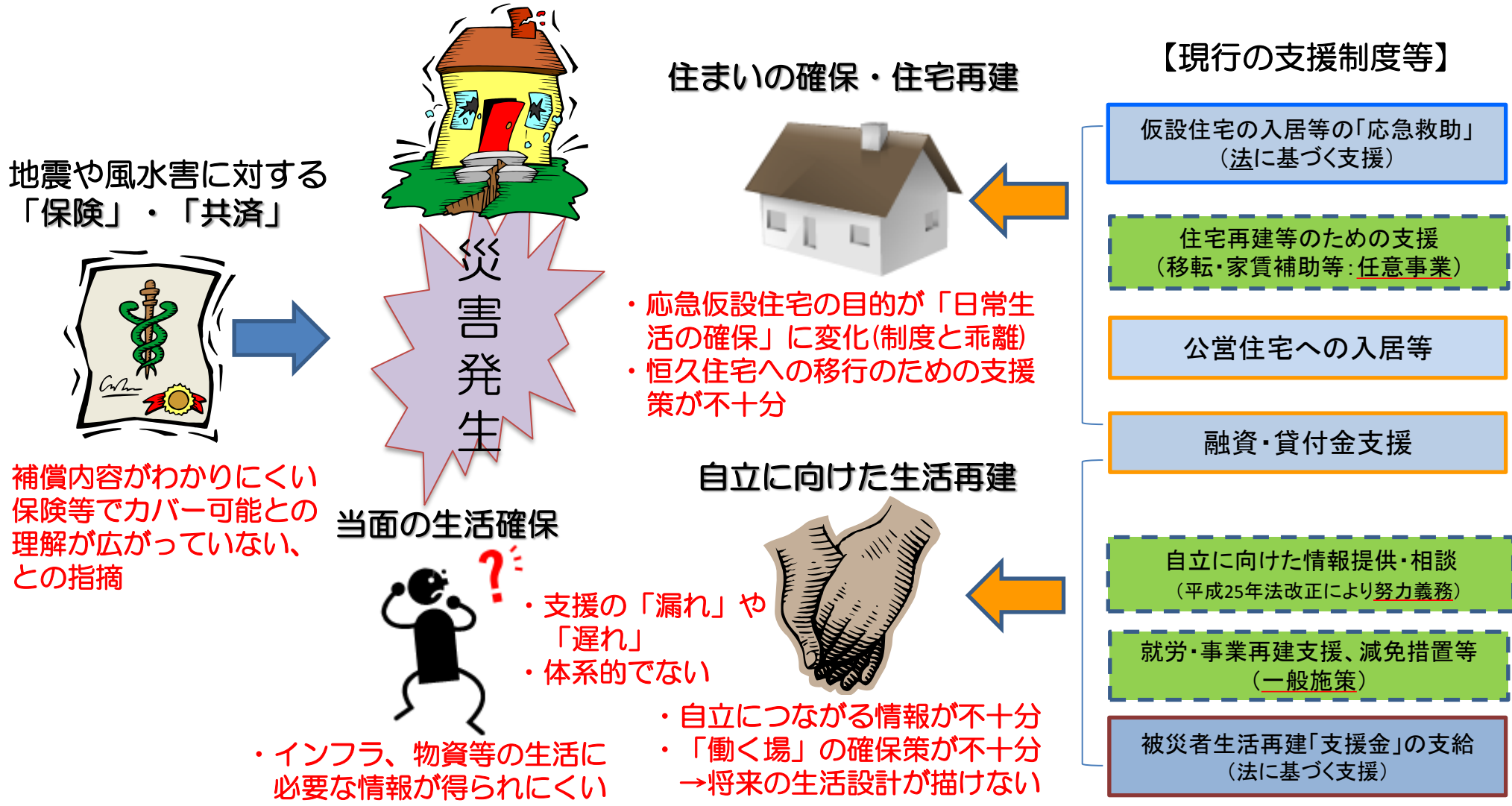
「自立」につながる支援強化

○ 応急仮設住宅等の在り方を見直し、恒久住宅への円滑な移行に向けた「総合的な支援」の実施。
(さらに検討)

○ 生活確保・自立に向けた市町村等の情報提供体制の迅速な整備。
○ 就労・事業再建支援等の総合的な生活再建支援策の推進(さらに検討)
○ 支援の漏れや遅れをなくし、ニーズに応じた必要な支援の実施。
(全市町村で「被災者台帳」活用に向け整備)

○ 住宅再建費用等の確保に向け、関係省庁・地方公共団体・関係団体と連携し、国民への周知や情報提供といった必要な取組を実施。
(関係者による「会議」設置等)

- 従来は発災直後の「応急救助」を中心とした支援。被災者を取り巻く状況やニーズが変化していく中で、支援が不十分等の課題あり。「自立」につながる支援強化が必要。



災害時の「住まい」の確保のための「総合的」な支援の実施

応急仮設住宅等の在り方の見直し



- 今回の検討テーマは、応急仮設住宅の位置付けや現物給付の在り方、他の低所得者対策等とのバランス、恒久住宅への移行の在り方等、根本的かつ広範な内容を対象。
- 今後、幅広い議論を喚起し、法制度面を含めてさらなる検討を行うべき。 (別紙参照)

-
- ただし、南海トラフ地震や首都直下地震の発生が懸念されることから、その際の膨大な応急住宅需要に対応するため、次の事項を早急に推進すべき。
 - ・ 平常時における取組の充実
 - ・ 民間賃貸住宅の積極的な活用と災害の特性等に応じた供与方法の選択
 - ・ 民間事業者等との積極的な連携の推進
 - ・ 被災者の住まいの確保に関する相談・情報提供体制の構築

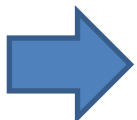
被災者への情報提供・相談体制の強化
(「情報拠点」の整備等)

総合的できめ細かな生活再建支援等の推進



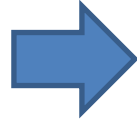
- 次の事項を推進し、市町村等における情報提供体制の迅速な整備を図るべき。
 - ・ 「当面の生活に必要な情報」、「将来の自立につながる情報」のそれぞれごとに、被災者への情報提供・相談対応等をまとめた市町村向け「指針」策定
 - ・ 避難所や市町村庁舎等に加え、コンビニエンスストア等を情報拠点として位置づけ 等
- 就労支援等を含め、総合的な生活再建支援の仕組みをさらに検討すべき。

「全市町村」による災害時の「被災者台帳」の活用に向けた体制整備



- マイナンバーの導入も見据え、都道府県など他の関係機関が持つ被災者に係る様々な情報の共有化・連携化が必要不可欠であり、被災者台帳に係る次の事項を推進すべき。
 - ・ 外部機関との情報共有の方策等に関する市町村向け「指針」を新たに策定
 - ・ 地方公共団体における人材の確保・育成、標準的な業務手順確立、広域応援等に係る取組促進

地震や風水害に対する
保険・共済についての
積極的な取組

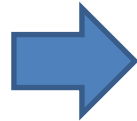


○ 住宅再建費用等の確保に向け、内閣府(防災担当)が、関係省庁・地方公共団体・関係団体と十分連携し、国民への周知や情報提供を実施すべき。

(今後の取組例)

- ・ 周知や情報提供の推進のための関係者による「会議」の設置等
- ・ 地方公共団体等に依頼し、地域単位でのきめ細かな広報活動を促進
- ・ 国や地方が自助による備えの必要性、保険等による住宅再建のイメージ例等を広報 等

より迅速・的確な住家被害
認定業務の推進



○ 市町村の限られたマンパワーにより迅速・的確な被害調査ができるよう、国の技術的な支援や民間団体等との連携・活用が重要であり、次の事項を推進すべき。

- ・ 「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」(平成22年 内閣府)の内容を精査し、必要な改訂を実施
- ・ 国土地理院が空中写真を撮影した場合の被災地方公共団体への速やかな情報提供や、研修の充実に係る積極的な支援の実施 等

被災者生活再建支援制度



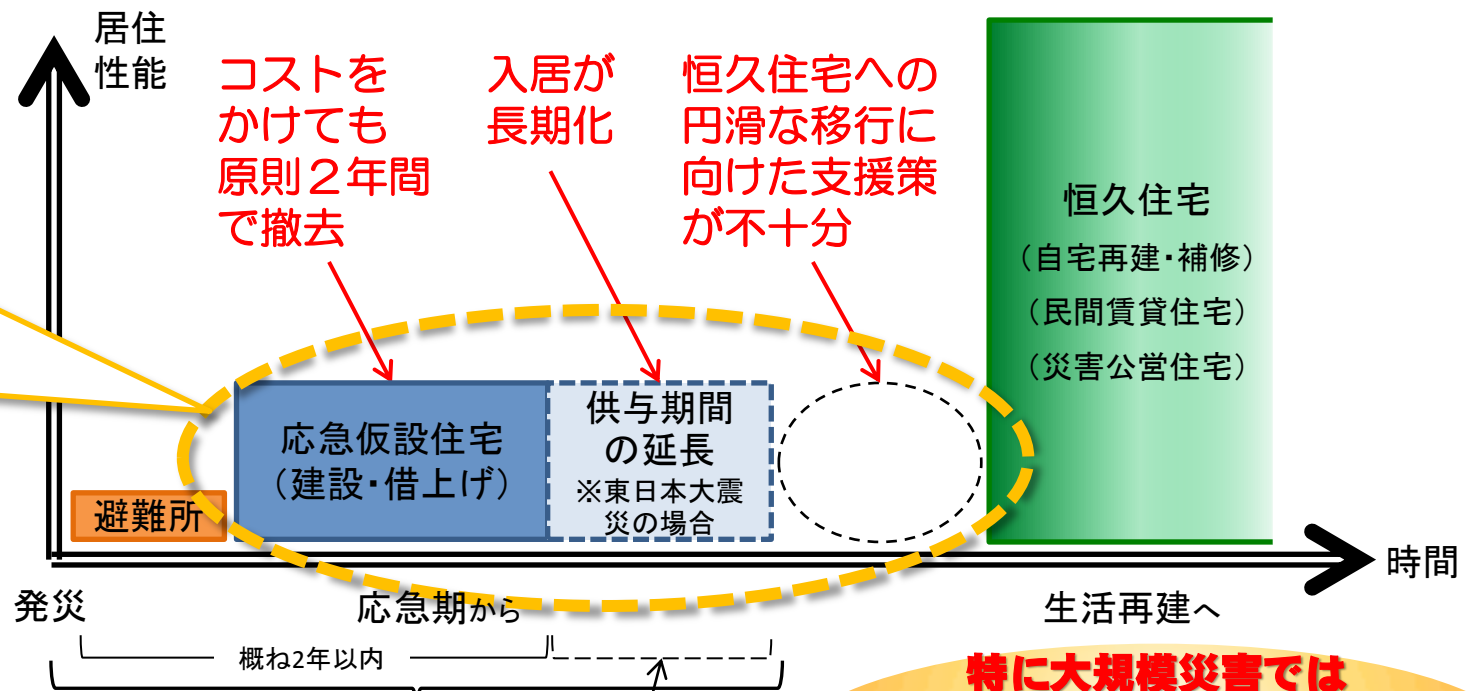
○ 本検討会において、国と地方の役割分担、被災者生活再建支援制度等について検討し、昨年(平成25年)12月に「提言」とりまとめ。提言後も検討を行い、各委員から意見。「住まいの確保」等も含め総合的な観点から、今後も検討を行うべき。

現状と課題

（恒久住宅への移行までの全体的な課題）

- 応急仮設住宅は、住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、「最低限の広さ・機能の住まい」を「短期間」供与することにより、「被災者の保護」と「社会秩序の保全」を図ろうとするもの
- 通常はコストをかけても原則2年間で解体撤去（改修して利活用したり、恒久住宅の建設を同時並行で進めた例あり）
- 東日本大震災では、入居期間が長期化せざるを得ず、日常生活の場として応急仮設住宅の質が向上
- 大規模災害時の膨大な応急住宅需要（広域避難を含む）に対して、大量の空き家が存在する大都市等における民間賃貸住宅の活用や、行政の限られたマンパワーで適切な入居管理等を行えるよう民間事業者等との連携強化が求められている
- 応急仮設住宅への入居後は救助が必要な状況は解消されたと考えられ、恒久住宅への円滑な移行に向けた支援が不十分

被災後の一時的な最低限の住居を確保するものであり
コミュニティなど「生活の質」の確保が必要



応急建設住宅

応急借上げ住宅
(イメージ)



災害救助法

特定非常災害
特別措置法による
特例(1年を超えない期間ごとの延長が可)

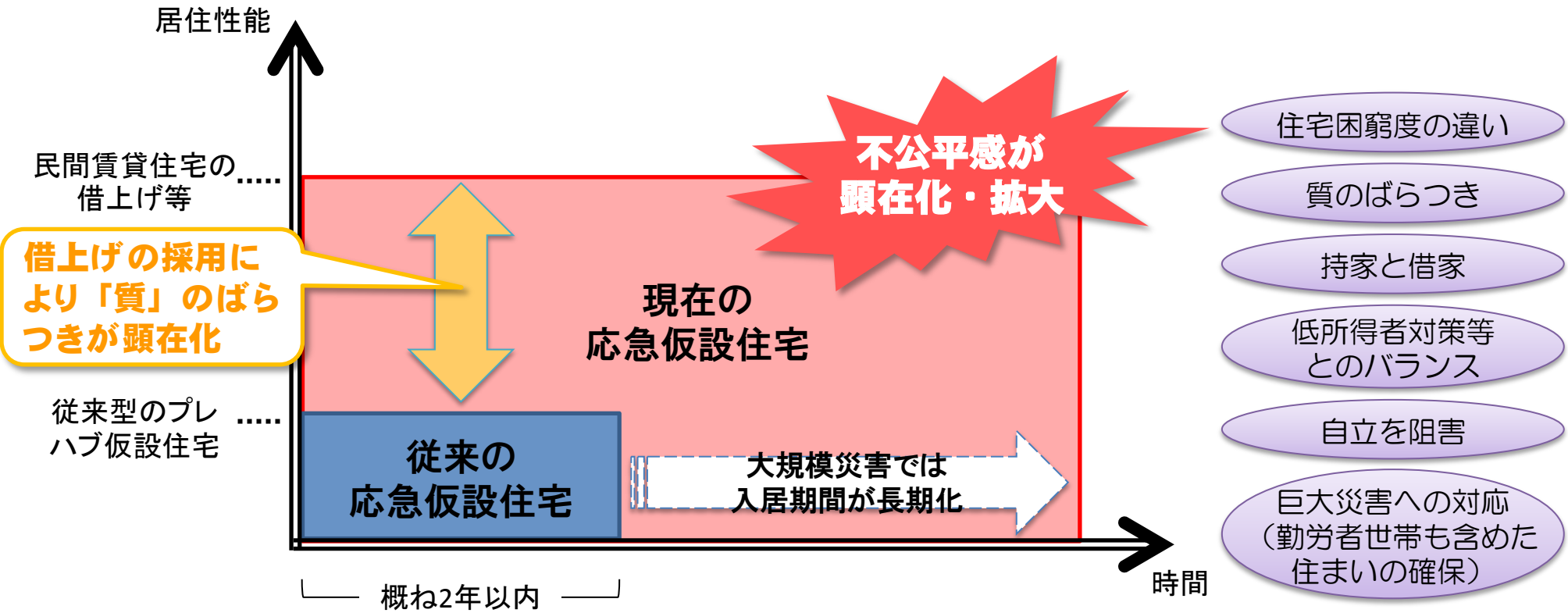
特に大規模災害では

- ・ 短期間に必要戸数の確保が困難
- ・ 行政の限られたマンパワーでは適切な入居管理等が困難

現状と課題

（現行の応急仮設住宅の問題点）

- 大規模災害の場合には災害発生直後の混乱が大きいため、住家被害の調査も直ちに行えるわけではなく、また資産の被害や被災後の所得の変化等も勘案すると、入居時点では住家の被害程度や資力の厳格な審査が困難
- 東日本大震災では、膨大な戸数を供給をするため、「従来型の応急仮設住宅の建設」と「民間賃貸住宅等の借上げ」を併用する必要が生じ、サービスの質に大きなばらつきが発生
- 入居の長期化に伴い、「資力」「質」「持家/借家」「低所得者対策等とのバランス」など様々な面で不公平感が顕在化・拡大
- 長期間無償の応急仮設住宅を供与していることで、かえって被災者の自立を阻害しているおそれ
- 首都直下地震等の巨大災害では、圧倒的な住宅不足が予測されるため、勤労者世帯も含めた住まいの確保が大きな課題



主な委員意見

1 応急仮設住宅

(1) 応急仮設住宅の位置付け等

- 自分の意志で住宅を選択できる条件が整うまでの間の居場所を確保することが、仮住まい制度の役割ではないか。
- 応急仮設住宅の供与と災害公営住宅などの住宅供給を一体的に捉える必要がある。
- 応急仮設住宅を災害救助法から外し、復旧期の法制度として別途創設すべき。
- 応急建設住宅に加え、将来、公営住宅に転用できるような応急住宅、応急借上住宅等の多様な住まい方の選択肢を提供する仕組みが必要。この際、応急建設住宅と応急借上げ住宅との間でサービス水準を揃え、イコールフットイングを確保する必要がある。

(2) 「現物給付」の在り方

- 現物給付は地方公共団体の事務負担が大きい。現金給付とし、応急仮設住宅や民間賃貸住宅に使えるようにすることが適切ではないか。この際、給付額に上限を設け、それを上回る分は自己負担とすることを考えるべきである。
- 現金給付では他の用途へ使用してしまうなどの懸念もある。バウチャー等により対応するという方法も考えられるのではないか。
- 現金給付とする場合、住宅所有者と被災者の契約となり、家賃と給付額の差額の滞納や退去時の問題への懸念から住宅が提供されなくなるおそれがある。また、地方公共団体等があらかじめ住宅確保要配慮者を把握し、災害時に住まいを確保できるよう支援する仕組みが必要。

(3) 資力要件や他の施策（低所得者対策等）とのバランス

- 大規模災害の場合、発災直後は一律に被災者を応急仮設住宅に入居させ、一定期間経過後に資力調査をすることとしてはどうか。
- 入居者には働いていないが資力がある方も見受けられ、支援を継続する方と自力再建していただく方を分けていくことが必要。

(4) 民間賃貸住宅の活用の在り方

- 供与期間終了後の解体撤去が不要であること等から、基本的には民間賃貸住宅を活用すべき。
- 高齢者は平時でも賃貸住宅に入居することが難しい上、災害時には自ら民間賃貸住宅を探すことが難しい。

(5) 恒久住宅への移行の在り方

- 応急仮設住宅の「終了期限」は、出口（移行先）が見えないと決められない。大規模災害の場合は、一定の期限をあらかじめ定め、「終了期限」を状況に応じて延長するなど全体的な再建の道筋を考慮した取扱いとすることが現実的。
- アメリカでは、借家人は支援の対象外である。借家人であった被災者がアパートが復旧し始めても無償のままということには疑問がある。

2 住宅の応急修理

- 大規模地震の場合には、現物給付では対応できない。バウチャーの活用等もう少し市場を活用する方策に変えていく必要がある。
- 応急修理を現金給付の制度とする場合、被災者生活再建支援制度とどう整理するが大きな問題となる。
- 被災者が悪徳業者と契約することのないよう、建築関係団体と連携してアドバイスできる仕組みが必要。

3 相談・情報提供等

- メニューが多様化すると被災者によっては理解が難しい方もいるため、相談、情報提供機能を強化することが重要
- 被災者の生活再建の全体像を理解してカウンセリングできる人材が少ないため、研修や相談員の育成が必要。

今後の方向性

- 今回の検討テーマは、
 - ① 応急仮設住宅の位置付けや「現物給付」の在り方
 - ② 資力要件や他の施策（低所得者対策等）とのバランス
 - ③ 恒久住宅への移行の在り方
 - ④ 住宅の応急修理の在り方

など根本的かつ広範な内容を対象としており、被災者に与える影響も少なくないと考えられることから、WG委員意見を踏まえ、今後、各界各層における幅広い議論を喚起し、法制度面を含めてさらなる検討を行うことにより、応急仮設住宅等の在り方を見直し、恒久住宅への円滑な移行に向けた「総合的な支援」を実施するべきである。

- ただし、南海トラフ地震や首都直下地震の発生が懸念されることから、その際の膨大な応急住宅需要に対応するため、次の事項については、早急に推進すべきものと考える。

(1) 平常時における取組の充実

- ・ 都道府県による応急建設住宅用地の確保、応急借上げ住宅として空き家・空室を提供する意思のある住宅所有者の把握の促進
- ・ 都道府県間の広域連携の推進
- ・ 都道府県間における空き家・空室情報の提供方法、応急仮設住宅の仕様に関するこれまでの事例の周知等

(2) 民間賃貸住宅の積極的な活用と災害の特性等に応じた供与方法の選択

- ・ 応急借上げ住宅の積極的な活用の促進
- ・ 従前の地域コミュニティの維持、入居管理の適正な実施、大規模災害が発生した場合における応急仮設住宅の「終了期限」の考え方の周知等、基金等を活用した恒久住宅への円滑な移行の推進
- ・ 応急建設住宅の有効利用、応急仮設住宅と恒久住宅の同時並行での建設
- ・ これまでの先進的な取組事例のとりまとめ・周知

(3) 民間事業者等との積極的な連携の推進

- ・ 民間事業者等との連携に関する先進的な取組事例のとりまとめ・周知
- ・ 都道府県単位を超えた空き家・空室情報の収集・提供体制の構築、応急仮設住宅管理業務の幅広い外部委託等

(4) 被災者の住まいの確保に関する相談・情報提供体制の構築

- ・ 被災者の住まいの確保の全体像を理解してカウンセリングできる人材の育成
- ・ 被災者の住まいの確保について各方面の専門家が連携してトータルな対応ができる相談・情報提供体制の整備